

借上げ住宅にお住まいの皆さんへ

○ 皆さん、これからの住まい、お考えですか？



平成32年4月から、
家賃は自己負担です！

長年にわたる避難生活に対しお見舞い申し上げます。

さて、現在お住まいの借上げ住宅の制度は、

平成32年3月31日までとなっています。それ以降の家賃は、全て自己負担になりますので、「家賃が高いと困る」とお考えの方は、低家賃の住宅を**早めに**確保されることをおすすめしています。(32年3月頃には復興住宅には空きが無い、という可能性があります)

○ 今退去したら家賃が…、というご心配について

平成31年3月31日までに仮設や借上げから退去すれば、福島県家賃等支援事業助成金※を申請できますので、退去しても安心です。しかも、31年度も継続して対象となります。

ただし、平成31年4月より後に退去される方はこの事業の対象にはなりません。



※家賃等支援事業とは…
賃貸住宅(復興住宅含む)を借りて家賃を自己負担されている方で、要件を満たして申請すれば支払った家賃(限度額あり)が助成されるものです。

○ 復興住宅をお薦めする理由

復興住宅は、所得の低い方には低い家賃が設定されています。

例えば、いわき市 泉本谷団地 2LDK 6,800 円、郡山市 富田団地 3LDK 10,800 円 富岡町 栄町団地 2LDK 7,500 円 (いずれも最も低所得の方の家賃で、現在、家賃低減されています。将来、最も低所得の方で、約 2 万～3 万円台程度になります)

※逆に所得が高い方は、家賃も高く設定され、将来さらに高い家賃設定や退去義務の可能性があるので、当方から積極的にお薦めはしてはおりません。

※入居資格等の要件を満たす必要があります。

「いつかは復興公営住宅に入居したい」とお考えの方、今回の定期募集がオススメです。

県営復興公営住宅の入居条件が緩和されました！

さらに!!



富岡町の解除区域(避難指示解除準備区域・居住制限区域)の皆さんも郡山市やいわき市などの復興公営住宅に申し込みすることができるようになりました。 ※復興公営住宅の所在地については別紙をご覧ください。ぜひ、この機会に復興公営住宅への応募をご検討ください。

ご相談はお近くの役場窓口へ

富岡町役場	郡山支所	住宅支援係	☎024-983-9021
	いわき支所	住宅支援係	☎0246-88-1987
	住民課	避難生活支援係	☎0240-22-2111

※郡山支所には借上げ住宅制度担当者がおります。